金沢区市民活動・生涯学習団体登録事業実施要領

制　　定 平成 24 年３月 30 日金地振第 1613 号（区長決裁）
最近改正 令和 ３ 年９月 30 日金地振第744号（区長決裁）

（目的）

第１条 この要領は、金沢区市民活動・生涯学習支援センター事業実施要綱（平成24年３月30 日制定）に基づき、金沢区民の自発的な市民公益活動・生涯学習を推進するため、金沢区内で活動する市民公益活動・生涯学習団体を金沢区に登録し、支援するとともに区民に紹介する、金沢区市民活動・生涯学習団体登録事業に関する事務の取り扱いについて必要な事項を定める。

（定義）

第２条 本事業で登録、支援及び紹介を行う市民公益活動・生涯学習団体並びにグループを「登録団体」と呼ぶ。

２ 「登録団体」とは次の要件の全てを満たす団体をいう。

(1) 政治、宗教及び営利を目的としていないこと。
(2) 活動が自主的に行われていること。
(3) 互助的な仲間内の活動でないこと。
(4) ある特定の個人や団体のために行う活動ではないこと。

（事業内容）

第３条 本事業は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 「登録団体」への登録
(2) 「登録団体」への支援及び協働
(3) 「登録団体」の区民への紹介

（登録）

第４条 「登録団体」に登録を希望する者は、金沢区民活動センター「登録団体」登録申請書(第１号様式)に次の書類を添えて提出する。

(1) 定款（作成していない場合は規約またはそれに類する書類。）
(2) 役員名簿
(3) 直近１年間の活動報告書（作成していない場合は活動内容がわかる書類。）
(4) 直近期の決算書（作成している場合のみ。）
(5) 団体の代表者の身分を証明できるものの写し。

２ 登録にあたって、必要があると認めるときは、前項に規定する書類のほか、必要な書類の提出を求めることができる。

３ 登録申請書を受理した後、区長は第２条の要件に合致しているかを確認し、問題ないと認められる場合、「登録団体」に登録する。

４ 登録された場合は、金沢区市民活動・生涯学習支援センター事務取扱要領第５条に基づき、利用登録証を交付する。

５ 登録の期間は、登録日から起算して３年間とする。

６ 登録期間終了日までに、継続して登録を希望する場合は、登録更新の手続きを行うことができる。

７ 登録更新に際しては３年に１度の更新日を定め、更新日以降に登録した者は、第５項の登録期間にはよらず、次の直近の定期更新日までを登録期間とする。

（登録変更・取下）

第５条　「登録団体」が登録された内容を変更する場合は、金沢区民活動センター「登録団体」登録変更依頼書（第２号様式、以下「登録変更依頼書」という。）を提出する。また、変更したことを証明する次の書類を提出すること。

(1)代表者に関する変更の場合、役員名簿及び身分を証明できるものの写し。

(2)団体名称の変更又は法人格の取得（NPO化など）に関する変更の場合、定款（作成していない場合は規約又はそれに類する書類。）

２　区長は、登録変更依頼書を受理した時は、遅滞なく登録の内容の変更を行う。ただし、変更により第２条に定める定義に合致しなくなったと認められる場合は、その旨を「登録団体」に通知し、是正または次項に定める登録取下の措置を取ることとする。

３　「登録団体」が、何らかの事由で登録の取下を希望する場合は、金沢区民活動センター「登録団体」登録取下依頼書（第３号様式、以下「登録取下依頼書」　という。）を提出する。

４　区長は、登録取下依頼書を受理した時は、遅滞なく登録を抹消する。

（登録抹消）

第６条　区長は、「登録団体」が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合、登録を抹消することができる。

(1)　登録の内容に虚偽があった場合。

(2)　要領第２条第２項に反する活動を行った場合。ただし第２条第２項第１号のうち次の場合を除く。

ア　宗教施設等を文化財・美術品として見学鑑賞する場合

イ　写経、仏像彫刻、仏画等においては、制作物そのものを礼拝参拝の対象としない場合

(3)　解散等、団体自体が消滅している場合。

(4)　明らかに休眠状態が継続している場合。

(5)　その他本事業で、事業の趣旨に反する行為を行った場合。

（紹介）

第７条　「登録団体」の区民への紹介は、次により行う。なお、様式については、金沢区「街の先生」紹介事業実施要領第７条に規定するものを使用するものとする。

(1)　「登録団体」の紹介を依頼する者（以下「依頼者」という。）は、「登録団体」登録者から、希望する「登録団体」を選定し、紹介依頼申請書（金沢区「街の先生」紹介事業実施要領第４号様式）により申請する。

(2)　区長は、前号の申請を受理した後、該当する「登録団体」に、紹介依頼があったことを通知し、依頼者との交渉に応じるか否かの確認を行い、その結果を依頼者に報告する。

(3)　依頼者は、前号の意思確認で「登録団体」より交渉に応ずる旨の確認ができた場合にのみ、「登録団体」と直接交渉を行う。

２　事業が終了した後、依頼者は紹介事業終了報告書(金沢区「街の先生」紹介事業実施要領第５号様式)を、「登録団体」は活動報告書（金沢区「街の先生」紹介事業実施要領第６号様式）を提出する。ただし、紹介のみで終了した場合はその限りではない。

（個人情報）

第８条　本事業に基づき収集した「登録団体」に関する個人情報の取扱について

は、 別途定める。

（その他）
第９条 その他必要な事項は、区長が定める。

附則
１　この要領は、平成 24 年４月１日から施行する。
２　この要領の制定に伴い、金沢区民活動センター団体登録事業実施要領（平成20年４月１日金地振第 1453 号）は廃止する。ただし、要領施行前に金沢区民活動センター団体登録事業要領の規定に基づき対応した案件については、従前のとおりとする。

附則
この要領は、平成 25 年１月 18 日から施行する。

附則
１　この要領は、平成 25 年４月１日から施行する。
２　この要領施行前に、金沢区市民活動・生涯学習支援センター事務取扱要領に基づき利用登録を行った団体は、本要領に基づく登録を行ったものとみなす。

附則
この要領は、平成28年２月22日から施行する。

附則
１　この要領は、平成30年７月14日から施行する。
２　改正後の要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の手続に適用し、同日前になされた手続については、なお従前とおりとする。

附則
この要領は、令和２年７月31日から施行する。

附則
この要領は、令和３年９月30日から施行する。